

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 19 日

公益社団法人全国保育サービス協会 御中
企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
マッチング型割引券等取扱事業者 御中

内閣府子ども・子育て本部企業主導型保育事業等担当室
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業等に関するベビーシッターの
児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に基づく届出の状況について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素から御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（以下「ベビーシッター派遣事業」という。）における一部のマッチング型割引券等取扱事業者から、運営するマッチングサイトに掲載しているベビーシッターの中に、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 59 条の 2 第 1 項に基づく届出（以下「届出」という。）がされているかどうか確認できない者が含まれている旨の報告を受けました。

法では、ベビーシッターを含め、保育を行うことを目的とする施設であって、認可を受けていないものは、事業の開始の日から 1 月以内に、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）に届出を行わなければならないと定めています。また、ベビーシッター派遣事業実施要綱においても、当該届出を実施団体に提出することを実施要件としているところです。

については、ベビーシッター派遣事業の対象となる保育者の中に届出の提出が確認できない者が含まれることのないよう、マッチング型割引券等取扱事業者においては、下記の点検等を行い、その結果について 1 月 25 日（月）までに実施団体である全国保育サービス協会（ACSA）を通じて内閣府にご報告をお願いいたします。

その際、ベビーシッター派遣事業の対象ではない保育者についても、「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」（平成 27 年 6 月厚生労働省作成。以下「マッチングサイトガイドライン」という。）において、保育者のマッチングサイトへの登録は、都道府県知事等に届出を行った者に限ることとしていることから、同様に、下記の点検等を行うよう、併せてお願いいたします。

全国保育サービス協会におかれましては、マッチング型割引券等取扱事業者より、ベビーシッター派遣事業の対象となる保育者に係る下記の点検等についての報告がありましたら、内閣府へのご報告をお願いいたします。

記

- 1 都道府県知事等への届出の提出が確認できない者に対して、改めて都道府県知事等への届出を証明する書類の提出を求め、届出がされているかどうか点検すること。
※子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン3（1）
（略）マッチングサイト運営者は、保育者の登録を受け付ける際に、都道府県知事等への届出を証明する書類、都道府県知事等が定める者の実施する研修を修了したことを証明する書類、及び身分証明書の提出を求めること。（略）
- 2 1の点検後、届出がされていなかった者に対しては、速やかにその居住する都道府県知事等へ届出を提出するよう求めること。
※ 届出をしない、又は虚偽の届出をした者は、児童福祉法第62条の4に基づき過料に処される場合もあるため、速やかな提出を求めること。
- 3 2の求めにもかかわらず、届出をしない又は届出の提出が確認できない者に対しては、マッチングを決して行わないこと。

（問い合わせ先）

内閣府子ども・子育て本部企業主導型保育事業等担当室

電 話：03-5253-2111（内線 38484、38371）

メール：kodomokosodate1kai@cao.go.jp

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

電 話：03-5253-1111（内線 4838）

メール：ninkagaihoiku@mhlw.go.jp